

令和元年度中央評議員会開催

会計年度任用職員制度について



二月八日(土)香川県教育会館第一
二会議室において、令和元年度中央評議員会を第六回会長・事務局長会、第三回執行委員会と併せて開催した。中央評議員会は、定期大会に次ぐ決機関であり、次年度の運動方針、年間行事を検討する大切な会議と位置づけられている。

頸吾委員長が説明を行った。続いて、原井和彦全日教連事務局次長から挨拶と中央情勢報告があった。議事の中で令和二年度運動方針案、年間行事日程案等について事務局より説明があった。運動方針では、資質向上に向けての研修活動や来年度の要望活動、組織拡大等について意見が交わされ、事務局案に修正が加えられた後、承認された。

続いて、生命共済掛金等についての継続及び運用状況や次年度の行事予定、各行事の主管単組ローテーションの確認等が行われ、次年度の主な活動が承認された。

二月九日(日)に、丸亀市教職員協議会リフレッシュセンターを開催した。丸教協会員の先生方二十一人が参加し、関西方面へまいった。まず、めんたいパークにて、明太子が出来上がるまでを見学した。次に、キンビールビール工場にて缶ビールの生産ラインを見学したり、おいしさの秘密を見て、触れて、味わって体験したりすることができた。参加者からも非常に楽しく有意義な時間を過ごせたとの声をいただいた。来年度も、更にワクワクするような企画でたくさん参加していただけるようにしたいと考えている。

○会計年度任用職員制度の導入(表1)

地方公務員法の改正(令和二年四月一日施行)により、特別職及び臨時的任用の要件が厳格化され、新たに一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度が導入された。これにより、現行の非常勤職員(改正前の地方公務員法第三条第三項第3号に規定する特別職の非常勤職員)、臨時職員(改正前の地方公務員法第二十二条第二項に規定する臨時的任用職員の一部)は、会計年度任用職員に移行することになる。なお、臨時的任用職員のうち学校で勤務する常勤の講師、事務職員及び栄養職員は、会計年度任用職員に移行せず、引き続き臨時的任用職員として位置付ける。会計年度任用職員は、その勤務時間によつて「フルタイム会計年度任用職員」と「パートタイム会計年度任用職員」に区分する。このうち、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は常勤職員と同じ(週三八時間四五分)勤務時間で、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は常勤職員よりも短い勤務時間とする。

○給与制度(表2)

会計年度任用職員の給与体系は、下表のとおりである。

①「給料」に相当するもの

常勤の職員の「給料」に相当するものは、原則として常勤職員に適用する給料表に基づき、職務内容に応じて基準となる月額(基準月額)の基礎額と上限額を設定する。会計年度任用職員に適用する基準月額は、基礎額と上限額の範囲で職務経験年数等に応じて決定する。また、再度の任用の際は、前任用期間も職務経験年数に含めて基準月額を再計算する。(表3)

②「手当」に相当するもの

フルタイム又はパートタイムの別に応じて手当を支給する。ただし、パートタイムの場合は通勤に係る費用弁償及び期末勤勉手当を除き、報酬に加算して支給する。

③退職手当

フルタイム会計年度任用職員のうち勤続期間が六箇月超の者は、香川県職員退職手当条例の対象となり、退職手当を支給する(パートタイム会計年度任用職員は支給対象外)。

給料表を基礎としたない職(中小学教等)

詳細については、香川県教育委員会総務課へ

被用者の種別	所属	会計年度任用職員月額	月額
月額203,900円	中小学校	非常勤講師(週30h)	月額 203,912 (208,392)
月額125,900円	中小学校	非常勤講師(週20h)	月額 124,975 (131,294)
月額105,400円	中小学校	非常勤講師(週15h)	月額 104,462 (108,400)
月額102,000円	中小学校	非常勤講師(週15h)	月額 101,306 (104,547)
時間額5,900円	中小学校	スクールカウンセラー(基本実務士)	時間額 4,834 (4,986)
	小中学校	時間講師	時間額 2,728 (2,855)
時間額2,740円	中小学校	スクールサポートチーム(専任)	時間額 2,582 (2,652)
	小中学校	スクールカウンセラー(その他)	時間額 2,760 (2,780)
時間額2,640円	幼稚園・保育所・認定こども園	幼児教員スーパーバイザー	時間額 2,600 (2,680)
時間額2,510円	小中学校	時間講師(初任者指導)	時間額 2,502 (2,582)
	幼稚園	幼児教員指導補助員	時間額 2,510 (2,582)

(表4)

令和2年4月1日以後						
銀行	特別職非常勤職員					
非常勤講師	非常勤講師等	嘱託員	臨時職員	臨時勤務員	嘱託員に欠員不生じた場合に限る	
会計年度任用職員に支給されるもの	会計年度任用職員(フルタイム)	会計年度任用職員(パートタイム)	会計年度任用職員	会計年度任用職員	会計年度任用職員	会計年度任用職員
給料	「給料」として支給	「報酬」として支給	「報酬」にして支給	「報酬」にして支給	「報酬」にして支給	支給しない
各種手当(下記以外)	「手当」として支給	「手当」として支給	「通勤手当」として支給	「通勤手当」として支給	「費用手当」として支給	「費用手当」として支給
通勤手当	「通勤手当」として支給	「通勤手当」として支給	「費用手当」として支給	「費用手当」として支給	「費用手当」として支給	支給しない
期末手当	「期末手当」として支給	「期末手当」として支給	「期末手当」として支給	「期末手当」として支給	「期末手当」として支給	支給しない
退職手当	「退職手当」として支給	「退職手当」として支給	「退職手当」として支給	「退職手当」として支給	「退職手当」として支給	支給しない

※基準月額の決定のイメージ(非常勤講師等を除く)

基準月額	H20	R1	R2	R3	E1
基礎額の4段階上位					★★★★★(時給上位)
基礎額の3段階上位					★★★★(時給上位)
基礎額の2段階上位					★★★★(時給上位)
基礎額					★★★★(時給上位)

※基準月額として採用される前に民間等の職務経験があれば、会計年度任用職員への轉行時にさらに加算できる場合がある。

(表1)

(表2)

(表3)